

事務連絡
令和2年3月11日

各
都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う
消毒用エタノールの取扱いについて（情報提供）

標記について、別添のとおり、厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課及び医政局経済課の連名で各都道府県衛生主管部局宛て事務連絡が発出されていますので、業務の参考に情報提供します。

施設やイベント等の来訪者の手指消毒等に用いる消毒用エタノール（医薬品又は医薬部外品）の取扱いについて、貴管下の食品等事業者又は関係団体等から照会があった場合は、周知いただきますようお願いいたします。